

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

改正の理由

人事委員会勧告を踏まえ、期末手当の支給割合の改定を行うため、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する。

改正の概要

- ・一般職の職員の期末手当の支給月数を0.15月分引下げ【令和4年6月支給分から改定】
- ・再任用職員の期末手当の支給月数を0.1月分引下げ【令和4年6月支給分から改定】
- ・会計年度任用職員の期末手当の支給月数を0.05月分引下げ【令和4年6月支給分から改定】
- ・令和3年度引下げ月数相当額について、令和4年6月期の期末手当で減額調整